

市政

令和元年11月号

特集

子どもを守る— 児童虐待防止への取り組み

2018年度に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、16万件に迫る勢いとなり、過去最高を更新しました。また、児童虐待により年間約80人もの子どもが死亡するなど、重篤な児童虐待事件も後を絶ちません。厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンの啓蒙活動や、イベント実施を推進しています。

今回の特集では、改正児童福祉法や今後の課題について学識者に解説していただくとともに、児童虐待防止に取り組む都市自治体の事例をご紹介します。

寄稿 1

都市が担う児童虐待防止対策

大分大学福祉健康科学部教授 相澤 仁

寄稿 2

子ども家庭総合支援拠点の設置と 児童虐待防止の取り組み

千歳市長 山口幸太郎

寄稿 3

子どもにやさしいまち 西東京市を目指して

西東京市長 丸山浩一

寄稿 4

「子どもたちには、人生最高のスタートを」 切れ目のない支援で虐待防止に取り組む

川西市長 越田謙治郎



都市が担う児童虐待防止対策

大分大学福祉健康科学部教授

あいざわ まさし
相澤 仁



このような現状にあり、児童虐待については深刻化していると言わざるを得ない。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

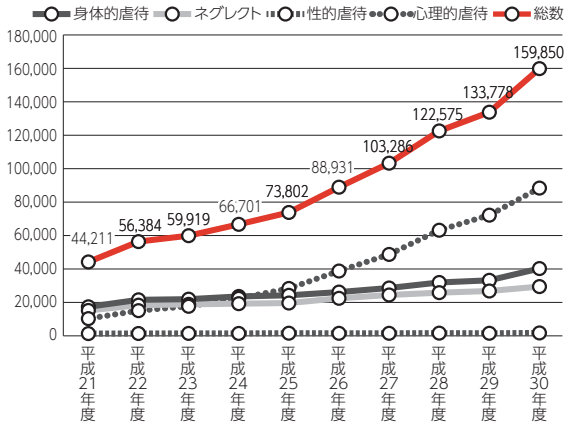
政府の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議においては、こうした現状を受けて、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定したほか、同年12月に「児童虐待防止対策体制強化プラン」を策定、さらには本年2月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を決定、そして同年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定している。

その抜本的強化策の内容としては、後述する改正法の案として国会に提出された事項に加え、体罰の範囲や考え方などに係るガイドラインの策定、妊婦への支援の強化など児童虐待の発生予防・早期発見、児童福祉司などの増員や処遇改善、市町村の体制強化、関係

児童虐待の現状

平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数(速報値)は、15万9850件と増加しており、平成11年度(1万1631件)に比べて約13・7倍になっている。虐待相談の内容別では「心理的虐待」の割合が最も多く

図 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移



注：平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値
平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

(55・3%)、次いで「身体的虐待」の割合が多い(25・2%)。相談経路においては、「警察等」(50%)、「近隣知人」(13%)、「家族」(7%)、「学校等」(7%)からの通告が多くなっている。また、周知の通り児童虐待による痛ましい事件が続いており、第1次から第15次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果によると、心中以外の虐待死は735例で779人であった。そのうち、「0歳児」の割合は47・9%、中でも生後24時間に満たない死亡と考えられる「0日児」の割合は19・1%であった。さらに、3歳児以下の割合は77・2%を占めていた。

加害者の割合は「実母」が55・1%と最も多い。妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況が25%強に見られている(第3次報告から第15次報告までの累計)。家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39・1%であった(第2次報告から第15次報告までの累計)。

機関間の連携強化、保護者支援プログラムの推進などである。

改正児童福祉法などの内容

政府は、こうした児童虐待防止対策の抜本的強化を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法などの改正法案を第198回国会に提出し、審議の結果本年6月に可決成立し公布されたのである。

厚生労働省作成資料によると、改正の概要(3) 検討規定その他所要の規定の整備は除外)は以下の通りである。

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

①親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。

②都道府県(児童相談所)の業務として、児童の安全確保を明文化する。

③児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

①都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。

②都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。同時に、児童相談所に医師及び保健師を配置する。

③都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。

④児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

⑤児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

⑥児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

⑦都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

①児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

②政府は、施行後5年間を目的に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。

するものとする。

その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

③政府は、施行後5年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

①要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

②国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。

③児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。

④学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員

は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。

⑤DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

なお、施行期日は令和2年4月1日（2（1）②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2（2）①は令和5年4月1日）である。

専門的人材の必要性と育成策

児童虐待相談に適切に対応するためには、育成相談など他の相談とは違い、通告などに基づいて被通告である保護者らの意向などに関係なく介入しなければならない場合があり、適切に実施しなければならぬこと。そのためにも虐待リスクに関してよりの確で客観的なアセスメントを実施する必要があること。これをおろそかにすると重大な事例に至ることにつながり、最悪の場合には死亡事例を発生させることになる。また、状況によっては、保護者らの意に反して立入調査や一時保護など強制的介入を実施することが必要になること。その場合には、強制的介入によって形成されてしまった保護者らとの対立関係の修復を図り、信頼関係を築き、相談援助

関係の構築を図らなければならないことである。

このような専門的な対応を適切に図るためには、対立構造を生じる介入機能と良好な相談援助関係の構築が求められている支援機能とを統合して形成されている専門的人材を必要としているのである。

こうした人材を育成するためには、児童虐待に特化したソーシャルワークについて修得する必要がある。より高度な専門性を必要としている、家庭裁判所調査官の研修課程（2年間）と同程度の児童虐待に特化したソーシャルワーク研修課程が必要である。また、人事交流による他の自治体での実務研修を受けることも考えられる。もちろん、職場におけるOJT、OFFJIT、SDSなどの研修システムによる育成は言うまでもない。

従って、児童相談所や子ども家庭支援拠点などに配属されるソーシャルワーカーについては、事前に集中研修を受けるなど一定の専門性を形成することが必要である。

今後の課題

児童虐待防止対策においては、政府が抜本的強化を打ち出しており、種々な課題があるが、ここでは、紙幅の関係からその中の重要課題を一つ取り上げることとする。

その課題の一つは、補完的な支援の充実強化である。具体的には、家族療法事業、

ショートステイ・トワイライトステイ事業の活用・拡充などにより、「親子で利用できる心理治療的なデイケア事業」施設などを活用して親子で短期間宿泊して育児および家事支援などを行う在宅支援事業」、あるいは「毎週、数日間施設で断続的に預かるといった子育て家庭の養育を補完するような事業」などの実施が課題である。このような事業を実施すれば、親子を分離せずに支援することが可能になるケースが出てくる。そして、こうした事業にショートステイ里親などの類型を創設して、家庭養護の有効活用についても検討すべきである。

例えて言うならば、淡水域を在宅支援機能、海水域を代替養育（社会的養護）機能とすれば、在宅支援機能と代替養育機能が混合している汽水域の機能を充実・強化することが必要であるということ。わが国では、この汽水域の事業が不十分なために、子どもや家庭のニーズに対応したソーシャルワークを展開することができづらいのである。

法改正により、既に里親らによる家庭環境調整などが行われているが、社会的養育ビジョンで提言されている「ショートステイ里親」「一時保護里親」「親子（母子）を対象にして、養育支援を行う親子里親」などを創設して、汽水域である補完機能を充実強化し、子どもや家庭のニーズに対応したソーシャルワークを展開できるようにすることが必要である。

子ども家庭総合支援拠点の設置と児童虐待防止の取り組み

ちとせ
千歳市長(北海道)

やまぐちこうたろう
山口幸太郎



はじめに

千歳市は北海道の道央圏、石狩平野の南端に位置し、国立公園支笏湖や清流千歳川などの豊富な自然に囲まれた住環境と、北海道の空の玄関「新千歳空港」をはじめ、鉄道・高速道路など陸・空の交通アクセスや生活の利便性に優れた都市環境が調和する道央圏の中核都市である。

また、250社を超える企業が立地するとともに、陸上自衛隊駐屯地2カ所と航空自衛隊基地1カ所があり、これら企業と自衛隊関係者の異動により、毎年約6000人の市民が入れ替わっている。

令和元年10月1日現在、本市の人口は9万7410人で、その内18歳未満の人口は1万5963人である。

ここ5年間で人口は約2000人増加しており、道内でも数少ない人口増加都市である。また、平成27年の国勢調査では、平均年齢42・9歳で、北海道で最も若いまちでもある。

子ども家庭総合支援拠点設置と関係機関との連携

本市では、昭和60年に「千歳市家庭児童相談室」、平成17年には要保護児童対策地域協議会である「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会(以下、「要対協」という)」をそれぞれ設置した。その後、平成28年の児童福祉法の改正に伴い、子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、平成29年4月に道内自治体の第1号として「千歳市子ども家庭総合支援拠点(以下、「支援拠点」という)」を設置した。

本市では、年々増加する児童虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、関係機関との調整を行うことなど、市の役割が強化されたことを受け、支援拠点の設置に合わせて、要対協の調整担当専門職として、児童相談所の所長経験

者を「専門官(非常勤)」として配置した。

本市の平成29年度の児童虐待相談件数は、225件で、平成28年度と比べ78件増加しており、全国と同様、増加の傾向にある。虐待の種類別件数は、「心理的虐待」が133件で最も多く、全体の59・1%を占めており、続いて「身体的虐待」が51件で22・7%、「ネグレクト」が39件で17・3%、「性的虐待」が2件で0・9%となっている。増加の背景には、子どもの虐待による死亡事件が大きく報道されるようになり、子どもの泣き声や大人の怒鳴り声を聞いた一般市民が、警察や児童相談所をはじめ、関係機関に通報するようになったとも考えられるが、それ以上に、学校や幼稚園、保育所など、普段から子どもと接している関係者の虐待に対する意識が向上し、注意深く子どもやその保護者を見守り観察することで、これまで家庭内に潜在していた虐待の芽を、重篤化する前に発見し対応できるようになったことが、虐待相談件数の増加につながった。

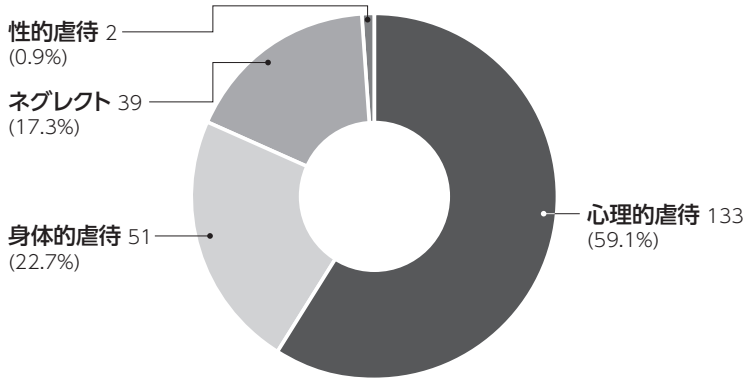
たものと考えている。

本市では、家庭児童相談室(こども家庭課)が子どもに関する相談を幅広く受けているが、妊産婦、乳幼児については母子保健課、発達に心配のある児童についてはこども療育課、学校生活や教育上の悩みについては教育委員会青少年課・学校教育課がそれぞれ扱うこととしており、対象年齢や分野など相談する側のニーズに応じたきめ細かい体制を整えており、家庭児童相談室(こども家庭課)は、要対協の調整機関並びに、支援拠点の中核機関を担っている。

【図1】 過去3年間の種別児童虐待相談件数

	心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
H29	133	51	39	2	225
	59.1%	22.7%	17.3%	0.9%	100.0%
H28	107	26	14	0	147
	72.8%	17.7%	9.5%	0.0%	100.0%
H27	72	28	3	1	104
	69.2%	26.9%	2.9%	1.0%	100.0%

児童虐待種別相談件数(平成29年度)



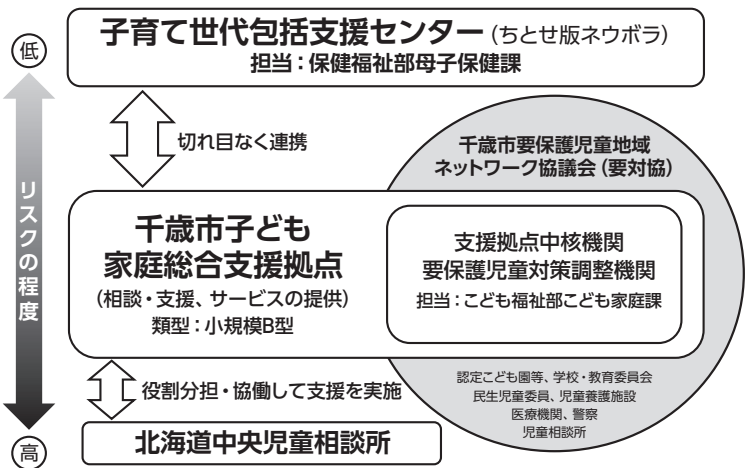
職員は、室長(課長)、専門官(非常勤)、児童相談係長(保育士)、家庭児童相談員3名(社会福祉士、精神保健福祉士、保育士(非常勤))、事務職員1名、の7名体制となっている。

前述した「母子保健課」や「こども療育課」、「教育委員会青少年課・学校教育課」などの関係機関は、いずれも要対協に属しており、情報共有を行うなど綿密な連携を図っている。

また、本市では、就学前の子どもとその家庭について、児童虐待や不適切な養育の発生を予防する観点から、こども家庭課と保健所、市内の認定こども園・幼稚園等との協働による「おや?おや?安心サポートシステム」を導入している。

具体的には、認定こども園・幼稚園等において、全ての児童や保護者を対象に36項目からなる「経過観察表」に基づき、虐待の兆候などに関する点検を行い、相談機関との検討を要すると判断した場合には、経過観察票をこども家庭課に提出し、要対協の個別ケース検討会議を開催して対応している。個別ケース検討会議では、ケースを「①虐待の疑いあり」「②将来虐待になるおそれあり」「③養育問題は継続しているが虐待はない」の三つに分類し、それぞれの

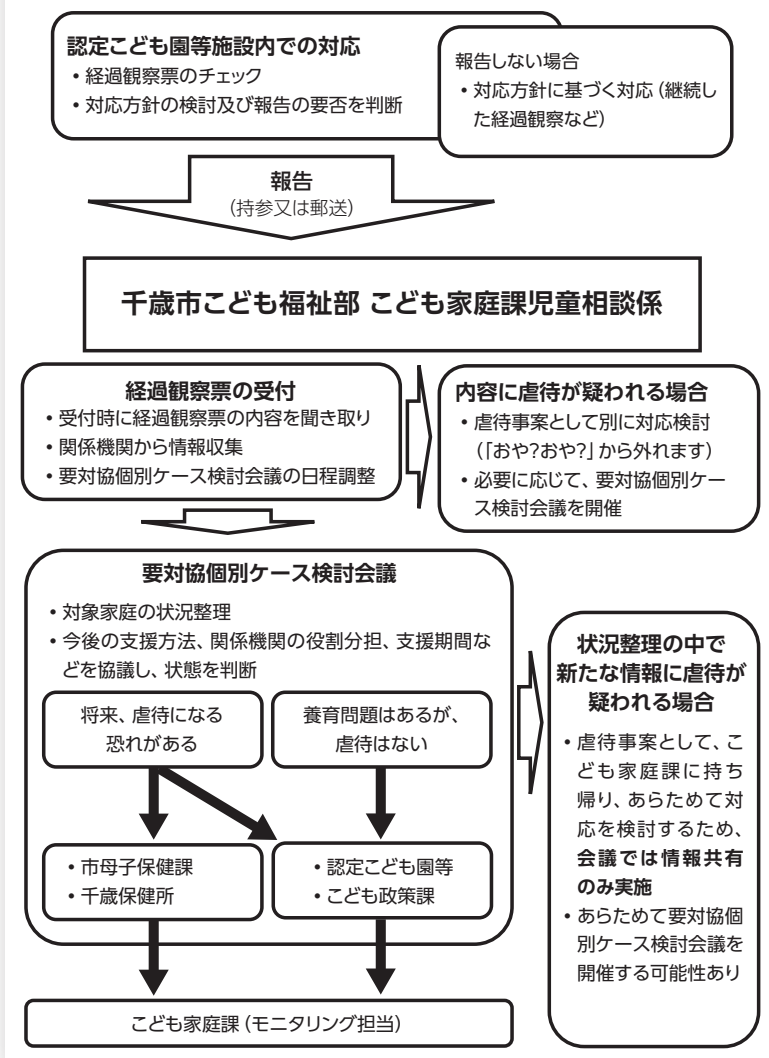
【図2】 千歳市の児童支援体制(イメージ図)



ケースに合わせた支援を行うこととしている。

その他、子育てに悩みや不安を抱く相談や、そのまま放置すると虐待に移行する恐れがある相談が少なくないため、具体的な支援策として、養育能力の向上・改善を目的としたペアレントトレーニング「子育てスキルアップ講座」、在宅養育を強化するための「養育支援訪問事業」や「シヨートステイ事業」、養育者の不安軽減等を目的とした「カウンセリング」等の実施により、子育ての悩みや不安を抱く養育者に重層的な支援を行うことで虐待の予防や再発の抑止に積極的に取り組ん

図3 おや?おや?サポートシステム対応フロー図



でいるところである。
 また、本市を管轄する北海道中央児童相談所(以下「児相」という)と連携し、ほとんどのケースの児童福祉司面接に本市の家庭児童相談員が同行するとともに、発達相談に関する児相の巡回相談の調整、児相から打診を受けた要保護児童およびその家族に対する支援を行うなど、常に連携して対応している。
 支援拠点の運営に当たっては、平成28年10

月に支援拠点の設置に先立って整備した「子育て世代包括支援センター」との切れ目のない連携体制を構築できたことは、虐待の未然防止や早期発見に大いに役立っていると考えている。
 特に、養育不安を抱える家庭や軽度の虐待の疑いのある家庭などに対しては、関係機関と早期の段階で情報共有することにより、支援内容を検討することができ、本市が実施し

今後の取り組み

ている各種子育て支援サービスの紹介や利用促進により、重篤な虐待に至ることなく改善に向かったケースも少なくない。
 さらに、専門官による、豊富な経験を生かした専門的知見からの適切な助言・指導によって、本市の担当職員のスキルアップが図られ、家庭児童相談室の機能強化につながっている。

本市では、虐待案件への適正かつ迅速な対応を行うため、「千歳市児童虐待対応マニュアル」を昨年12月に作成し、認定こども園、小中学校などの教育機関、警察、病院などの医療機関、民生委員、児童委員など、要対協の構成団体・機関に配布するとともに、要対協の実務者会議の中でマニュアルの活用講座を実施し、あらためて児童虐待防止に向けた共通認識の確認と、意識の向上を図ったところである。
 今後は、要対協の関係機関だけでなく、広く市民に児童虐待への理解を深めていただくため、このマニュアルを基本とした市民向けのダイジェスト版を作成し、児童虐待が疑われる場合には、躊躇することなく通報等の行動に移していただけるようさらに周知啓発に力を入れていく。

子どもにやさしいまち 西東京市を目指して

にしじょうきょう
西東京市長（東京都）

まるやまこういち
丸山浩一



はじめに

西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、旧青梅街道の宿場町として栄えていたことから、主要幹線道路が東西に横断し、鉄道も地域の北側と南側とに2路線が走る交通の要衝で、都心へのアクセスに適し、早くから東京の住宅都市として発展を続けている。

また、比較的水利に恵まれた地域のため武蔵野の面影を色濃く残し、東京23区に隣接する地域としては多くの緑地が存在している。平成13年1月、21世紀に最初に誕生する市として、旧田無市・旧保谷市の都市型対等合併による新市「西東京市」が誕生した。当時の人口は17万9710人、18年以上が経過した現在も増加傾向が続き、最新のデータ（令和元年10月1日現在）では20万4658人に達している。

市内には、本市を含む近隣5市で運営する世界最大級のドームと高輝度LEDを採用したプラネタリウムが自慢の「多摩六都科学館」

や、南関東最大級の規模を誇り国史跡の指定を受けた縄文遺跡である「下野谷遺跡」などがあり、新旧の魅力をあわせ持つ活気のあるまちである。

本市のまちづくり

本市では、平成23年に「健康都市宣言」を、そして平成26年7月にはWHO（世界保健機関）西太平洋地域事務局の呼びかけにより創設された「健康都市連合」に加盟し、市民のころやからだの「健康」はもとより、地域やまち全体の健康を市民とともに考え、支え合うまち「健康」応援都市を目指したまちづくりを進めている。

本年3月に策定した第2次総合計画・後期基本計画では、主要事業や施策ごとの成果指標や「健康」応援都市の実現に向けた取り組みをさらに加速化するために、施策を横断・連携して主要事業に取り組み仕組みとして健康都市プログラムを設定し、「多様な世代の活動・交流の促進」「健康なライフスタイル

ルづくりの促進」「暮らしの価値を高める魅力ある拠点づくり」の三つを柱に進めることとした。

また、総合計画とあわせて地域福祉計画、文化芸術振興計画、産業振興マスタープラン、男女平等参画推進計画、環境基本計画および教育計画といった、主要な分野別計画についても、本市のまちづくりの基軸である『健康』応援都市の実現を踏まえた検討を進め、同時期に策定した。

これら総合計画、分野別計画を推進することとで、引き続き、「健康」応援都市の実現を目指していくこととなる。また、教育計画に定める基本方針を踏まえ、新たな教育に関する大綱を策定し、いじめ・虐待の対策などについて、総合教育会議で取り組みの方向性を共有し、部局横断的に進めている。

児童虐待防止の取り組み

背景

平成26年7月、市内において、父親から

日常的に虐待を受けていた中学2年生が自宅で自死するという、大変痛ましい事件が発生した。

この事件では、当該生徒が通う中学校において2回、父親の暴力による生徒のアザを確認したが、所管する児童相談所や子ども家庭支援センターに通告や相談がなされず、教育と福祉の連携を図りながら支援することも、この生徒の自死を未然に防ぐこともできなかった。

本市は、事件発生後、庁内の関係部署の管理職や外部の専門家で構成し、副市長を委員長とする「西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会」を設置し、関係者へのヒアリング調査等の実施により、本事案の発生要因等について多面的・多角的な検証を行った。

同委員会の調査報告書では、事案発生に至った当該校における課題・問題点として、教職員が児童虐待防止研修等の計画的な実施があったにもかかわらず、「児童虐待を認知する感受性を十分に高めていなかったこと」「子ども・保護者・家庭の要因について、本児の成育歴、家庭環境、本児・親のパーソナリティ等を総合して児童・生徒を理解する『包括的な視点』が養われていなかったこと」が指摘された。また、当該校において「児童虐待に特化して日常的に情報連携、行動連携を図るための校内及び他機関等との連携による組織体制が構築されていなかったこと」が課題として提起された。

教育委員会・学校での子どもの虐待リスクへの対応策

検証により明らかになった本事案における当該校の課題・問題点は、本市のどの学校にも存在し得るものであり、類似事案の発生を防止するためには、学校での子どもの虐待リスクへの気付きを確実にするための仕組みづくりを行う必要があった。

教育委員会では、調査報告書の提言に従い、児童虐待防止に関わる校内委員会の月2回の実施や児童虐待防止に関わる外部委員会の学期1回の実施、学校生活台帳の充実など、児童虐待防止に関わる各学校の対応方法の明確化を進めたほか、児童虐待防止に関わる感受性等を高める教員研修の実施や、児童虐待に関わる学校情報のデータベース構築、スクールアドバイザーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡大等の人的配置の充実も行った。

さらに特筆すべき対応としては、正当な理由がなく連続して欠席している児童・生徒に関わる対応の方法「西東京ルール」の明確化があった。この「西東京ルール」では、児童・生徒の生命・身体に重大な被害が及ぶよう下表の流れに沿った対応を行うほか、学校は、連続して欠席し連絡が取れない児童・生徒について、虐待や犯罪等の被害に遭っている可能性があるとの認識の下、市教育委員会、子ども家庭支援センター、警察等と連携・協力しながら、迅速かつ組織的な対応を行うこと

と、また、特に危険が切迫している可能性が高い事案を把握した際には、対応の流れにこだわることなく、警察や子ども家庭支援セン

表 西東京ルールによる対応の流れ

欠席日数	学級担任等の対応	管理職の対応	教育委員会の対応
3日連続	管理職に報告を行う。	※緊急性があると判断した場合	学校からの報告に基づき、必要な指導・助言を行う。
5日連続	家庭訪問を行い、児童・生徒に直接会うことで、欠席の状況を確認する。	統括指導主事及び子ども家庭支援センターに報告する。	
7日連続	家庭訪問を行ったが、本人と直接会うことが出来なかった場合や児童・生徒の状況に緊急性を感じた場合は、その旨を管理職に報告する。	左記について、学級担任等から報告を受けた場合は、スクールアドバイザーに報告する。	学校から詳細を聞き取り、必要と判断した事案については、教育委員会内に統括指導主事を中心とした対応チームを設置する。本チームは、情報収集及び対応策についての協議を行うとともに、欠席日数が、10日連続になる日を目途に、警察等に報告する。

ター等に直ちに報告し、協働して対応を図ることとした。

地域における関係機関相互の連携強化

事案発生後の調査では、小・中学校から「子ども家庭支援センター」に連絡・相談した後、学校としてどのように対応したらよいか不安に感じることがある。児童虐待の通告が学校からの通告であると分かった場合、その後の保護者と学校の関係が悪くなることを懸念している」との意見があった。要保護児童対策地域協議会における問題点として、児童虐待に関する相談方法・窓口等の周知が不足していた点、児童虐待に関する啓発が不足していた点とともに、関係機関相互の連携が不十分であった点が明らかとなった。

そのような課題を受けて、子ども家庭支援センターでは、関係機関への積極的なアウトリーチを行うことにより連携強化を図るとともに、「顔の見える関係づくり」を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用した、より現場の課題が話し合える仕組みづくりを進めた。併せて、住民や支援関係者の意識が高まる出前講座や児童虐待防止支援員養成講座の開催や子どもが自ら相談できるような普及啓発に取り組んだ。これらの効果として、平成25年度は62件であった学校からの子ども家庭支援センターへの相談件数（虐待以外の内容も含む）は、平成27年度には240件と約4

倍となったほか、同センターの活動の活性化が進んだ。

子どもにやさしくまはけひろ

平成28年5月の児童福祉法改正では、児童福祉の理念が明確化され、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図ら



市内で開催した「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2015

れることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とされた。

本市では、子ども施策に関する全国自治体シンポジウムの開催や、西東京市いじめ防止対策推進条例の制定などの対応を行い、子ども家庭支援センターを拠点として、要保護児童対策地域協議会を強化し、児童虐待の発生から自立支援まで、子どもの命と人権を守るため児童虐待防止に向けた取り組みや関係機関の連携強化策を図った。また、社会的課題の対応に加えて、子どもの貧困対策、いじめや虐待のない地域づくり、さらには本市としての「健康」応援都市の実現など、新たな課題にも対応していく必要があった。そのため、子育て・子育ての環境整備をさらに進め、子どもたちが健やかに育つ環境を整えるための「西東京市子ども条例」を平成30年10月に施行した。その条例に基づく取り組みとして、子どもが自らSOSを出しやすいう仕組みとしての子ども相談室「ほっとルーム」（子どもの相談・救済機関）を本年8月に開設している。

今なお繰り返される子どもへの虐待を根絶するためにも、今と未来を生きる全ての子どもたちが健やかに育つ環境を整え、まち全体で子どもの育ちを支えるという考え方をまちづくりの理念として市民と共有し、「子どもにやさしいまち・西東京市」を目指してまいりたい。

「子どもたちには、人生最高のスタートを」 切れ目のない支援で虐待防止に取り組む

かわにし
川西市長(兵庫県) 越田謙治郎
こしだけんじろう



はじめに

川西市は兵庫県の東南部に位置し、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市に、東は大阪府池田市と箕面市、北は大阪府能勢町と豊能町に接している。昭和40年代以降、郊外型大型住宅団地が造成され、豊かな自然と利便性を兼ね備えた住宅都市として発展してきた。平成31年3月末現在の人口は15万7778人であり、その人口に占める65歳以上の割合が31・04%、14歳以下の人口は12・24%となっている。

川西市における虐待の現状

川西市家庭児童相談室で扱う児童虐待の件数は年々増加しており、平成30年度の児童虐待相談件数は表1のとおり180件で、前年度の98件を大きく上回っている。その内訳は、身体的虐待が39件(前年度23件)、心理的虐待が115件(前年度68件)、ネグレクトが26件(前年度7件)となっており、心理的虐待

表1 児童虐待相談の内訳 (単位：人)

		28年度	29年度	30年度
児童虐待のあった実世帯数		58世帯	75世帯	125世帯
虐待種別	身体的	23	23	39
	性的	1	0	0
	心理的	32	68	115
	ネグレクト	19	7	26
合計		75	98	180

表2 「こども・若者ステーション」の機能

機能	根拠法令	担当部署
「子育て世代包括支援センター」機能	母子保健法	①健康増進部 健幸政策課 ②こども未来部 こども・若者ステーション
「子ども家庭総合支援拠点」機能	児童福祉法	こども未来部 こども・若者ステーション
「子ども・若者総合相談センター」機能	子ども・若者育成支援推進法	こども未来部 こども・若者ステーション

が大幅に増えている。その原因は面前DVが心理的虐待の対象とされ、警察からの通報が大幅に増えたことに加え、学校や保育所等はもちろん、市民の中で児童虐待についての意識が高まったと分析される。

こども・若者ステーションの概要

このように、児童虐待やこども・若者支援を取り巻くさまざまな障壁を解消するため、本市では平成30年9月25日に「こども・若者ステーション」を開設した。

妊娠、出産、子育て期の子育て支援から、引きこもりの相談など、おおむね40歳未満の若者支援まで切れ目のない支援を行う兵庫県内初の相談支援施設となった。文化施設と福祉・保健・公民館機能を併せ持つ複合型交流施設である「キセラ川西プラザ」の建設にあわせ、福祉棟3階に事務所を設置している。「こども・若者ステーション」では、表2で示しているように従来の縦割りであった三つの機

能を集約し一体的に運営している。現在、保健師や保育士、臨床心理士が常駐し、各種相談事業を実施している。また、青少年の非行防止と健全育成に取り組む青少年センターが併設されるとともに、老朽化していた兵庫県川西こども家庭センター（児童相談所）が同じフロアに入居し連携を強化している。

開設して1年余りとなるが、新しい組織として少しずつ成果も見えてきている。具体的には、2課の母子保健担当と児童福祉担当それぞれの専門職が綿密に連携を図ることで、母子健康手帳を交付した全妊婦に対して、これまで以上に支援が必要な妊産婦および乳幼児の早期発見・早期支援につながっている。もちろん、ステーションができる以前からもハイリスク妊婦や、定期健診を未受診の乳幼児等について情報交換し、支援策を検討してきたが、2課で一つの機能を担うようになったことによって、全ての妊婦の情報を妊娠段階からしっかりと共有することができ、切れ目ない支援へとつながった。

また、支援を要する家庭にはさまざまなサービスを提供しているが、その一つである産後ケア事業についても少し紹介をしたい。この事業は、産後の体調や育児について不安などがある人に、助産師の訪問や医療機関などでの

宿泊を提供するサービスである。専門家からの相談やアドバイスを受けることにより、育児の不安を解消し、自宅での育児をスムーズに行えるように手助けをしている。本市には「日本一の里山」と称される黒川地区に人気の助産院があることもあってか、当初の見込み以上に利用者のニーズが高い状況となっている。

その他、家事や育児を行うことが困難な



キセラ川西プラザ(川西市低炭素型複合施設)

場合にサービスを提供する産後ヘルパー派遣や、必要性がある家庭に対して保健師等が訪問し、養育に関する助言等を行う養育支援訪問、保護者がやむを得ず子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設でお世話をする子育て家庭ショートステイなども状況に合わせて提供をしているが、これらの支援を利用するための一元的な窓口として「こども・若者ステーション」は機能している。

虐待事案に関しては、児童相談所との連携を図ることが大切であるが、異なる行政の連携というのは以前から課題ではあった。しかし、キセラ川西プラザ内には、兵庫県川西こども家庭センターも入居したため、虐待事案が生じた際に一時保護について緊密に連携をとることができると、大きなメリットとなっている。特に、兵庫県川西こども家庭センターの実際のケース会議に本市の家庭相談員が参加するなど、研修の面においても連携ができていく。県と市という垣根なく取り組むことができているのが大きな利点である。

今後の課題

最後に、こども・若者ステーションを開設してから約1年間、試行錯誤しながら、さまざまな事業を実施してきたが、そこで改めて見えてきた課題がある。



子ども・若者ステーションのプレイルームの様子

まず一つ目は、虐待通報の迅速化と情報共有の徹底をいかに図るのかということである。市における虐待に関する通報窓口は、全て「子ども・若者ステーション」に集約されるものの、現場との連携に課題を感じることが少なくない。とりわけ、子どもに関わる全ての担当者に、ケースに応じた適切な判断と迅速

な対応が求められていることから、虐待やその疑いを発見した機関がより早く報告をして必要な情報を迅速に共有する仕組みが必要である。その中でも、幼稚園・保育所や学校などの現場においては、子どもの異変に気付くことも多く、情報の流れやその際の対応策などを常に改善し、関係機関全体で共有していく必要がある。

そして二つ目は、予防施策の充実である。虐待を発生させない取り組みが何より大切である。その中でも、妊娠段階から、出産後、子育てに向けた不安を払拭していかなければならない。妊娠中から子育て期にかけての支援策を明らかにして、困った際の相談先をイメージできるような準備が必要である。出産を控え心身ともに不安を抱える母親に安心して出産できる環境を整備し、支援が必要となった場合は、早期に支援を行う体制が必要である。そのためには、妊娠期から出産、産後と一貫したケアを実現するための体制の充実に取り組んでいきたい。

そして三つ目は、子育てを支援し合う環境づくりの促進である。子育ての孤立を防ぐため、行政としてのような支援を行えば、子育てグループ等の活性化を図ることができるのかを検討しながら、関係機関同士のさらなる連携を進めていきたい。現在、ステーションには利用者支援専門員を配置しており、必要な時に子育て家庭や妊産婦を、必要なサービスにつなげることができるよう、市民の身近な存在として相談や情報提供などを行っているが、現在、市内のさまざまな子育て自主グループや民間の保育施設などとも関係を築くべく、訪問や情報収集を行っており、今後はさまざまな子育て団体活性化のための取り組みを進めていきたい。

これらの課題を解決するためには、何より「子ども・若者ステーション」が、妊娠段階から出産、産後、子育て、さらには40歳未満までの子ども・若者の支援拠点である、ということに対する認知度を、市民の中で上げていかなければならない。今回は虐待対応を中心に事業を紹介したが、「子ども・若者ステーション」では、若者支援や引きこもりの支援などにも取り組んでいる。川西市政においては、私が市長就任後「子どもたちには、人生最高のスタートを」を掲げて、各種政策に取り組んでいるが、「子ども・若者ステーションに行けば何とかなる」「子ども・若者ステーションに行けば何かがある」そのような場所へと育てていきたい。